

上用賀公園拡張用地におけるスポーツ施設整備事業 公募型マーケットサウンディング調査 実施要領

平成 31 年 3 月 8 日
世 田 谷 区

1. 調査の目的

世田谷区では、国家公務員宿舎用賀住宅跡地を活用して上用賀公園を拡張、整備する予定です。

区はこの上用賀公園拡張事業に取り組むにあたり、上用賀公園拡張整備事業の基本的な考え方を踏まえ、公園拡張事業の検討を進めてまいります。

公園の核となるスポーツ施設の整備・運営、公園施設との連携等を検討するにあたっては、事業者の整備・運営の参画可能性や事業条件、提案する事業内容等については、民間事業者等と「対話」を行い、効果的な民間活力の導入方策について参考とするため、公募型マーケットサウンディング調査を実施します。

2. 事業の概要および事業の基本的な考え方

別紙 1 「事業概要書」の通り。

3. スケジュール

サウンディング実施要領等の公表	平成 31 年 3 月 8 日 (金)
実施要領に対する質問受付期限	平成 31 年 3 月 18 日 (月) 17 時
質問に対する回答 (予定)	平成 31 年 3 月 25 日 (月) 頃
サウンディングへの参加申込期限	平成 31 年 3 月 29 日 (金) 17 時
サウンディング実施日時の連絡	平成 31 年 4 月 4 日 (木)
提案シート提出期限	平成 31 年 4 月 12 日 (金) 17 時
対話の実施	平成 31 年 4 月中下旬頃
サウンディング実施結果の公表	平成 31 年 6 月上旬頃

4. サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

本事業 (内容については別紙 1 「事業概要書」参照) の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループを対象とします。

具体的には、PPP/PFI 事業の代表企業となりえる建設企業・デベロッパーの他、入居が想定される民間事業者、公園・スポーツ施設の指定管理実績を有する民間事業者等を想定しています。

参加除外要件：以下に該当する者は参加できません。

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により、更生手続開始の申し立てをしている場合。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生手続開始の申し立てをしている場合。
- ・法人税、消費税及び地方消費税などの税金を完納していない場合。
- ・都市計画法等において法令違反がある場合。
- ・地方自治法施行例令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ・世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月10日条例第55号）第2条に規定する「暴力団」及び「暴力団員」。

（2）サウンディングの項目

別紙1「事業概要書」をご覧いただき、様式3「提案シート」をもとに、事業の参画可能性や事業条件、提案する事業内容等について、ご意見をください。

（3）サウンディング実施要領の公表

サウンディング実施要領（本資料）は、世田谷区ホームページに掲載します。

【掲載箇所】 [世田谷区トップページ](#) [くらしガイド](#) [楽しむ・学ぶ](#) [スポーツ・レクリエーション](#) [スポーツ振興](#) [世田谷区立上用賀公園拡張用地におけるスポーツ施設整備事業サウンディング調査を実施します。](#)

【URL】 <http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/106/153/670/d00164685.html>

【公表日】平成31年3月8日（金）

5. サウンディングの手続き

（1）実施内容に対する質問

実施要領の内容に対する質問がある場合は、質問書（様式1）に記入の上、件名を「【質問】上用賀公園拡張事業」として電子メールにてお送りください。

質問期限	平成31年3月18日（月）17時（必着）
送付先	「8. 問合わせ先」の通り
質問に対する回答	平成31年3月25日（月）頃までに電子メールで送付するほ

か、世田谷区ホームページ上に公開します。質問の内容によっては、公開しないことがあります。

(2) サウンディングへの参加申し込み

本サウンディングへの参加を希望する場合は、様式2「サウンディング参加申込書」に記入の上、件名を「【サウンディング申込】上用賀公園拡張用地におけるスポーツ施設整備事業」として電子メールにてお送りください。本サウンディングでは、様式3「提案シート」の提出をもって、サウンディングへの参加申し込みも同時に行ったものとさせていただきます。

参加申込期限	平成31年3月29日(金)17時(必着)
送付先	「8. 問合わせ先」の通り。 電子メール送信後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに「8. 問合わせ先」まで連絡をお願い致します。

(3) サウンディング日時との連絡

サウンディング参加申込書に記載の担当者あてに、実施日時・場所を電子メールにて連絡します。希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 提案シートの提出

様式3「提案シート」に可能な範囲で記入の上、件名を「【提案シート】上用賀公園拡張用地におけるスポーツ施設整備事業」として電子メールにてお送りください。本提案シートの提出を持って、サウンディングの実施とさせていただきます。

提案シート期限	平成31年4月12日(金)17時
送付先	「8. 問合わせ先」の通り。 電子メール送信後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに「8. 問合わせ先」まで連絡をお願い致します。

(5) 対話の実施

実施期間 平成31年4月中下旬頃

所要時間 約60分程度

その他 サウンディングへの参加者は1提案者あたり5名までとします。
サウンディングは参加事業者のアイデアおよびノウハウの保護のため、

個別に行います。

当日配付用の提案シートについては、必要部数を印刷して持参してください。なお、必要部数は別途ご連絡します。

(6) サウンディング実施結果の公表

平成31年6月上旬に調査の実施結果の概要を世田谷区ホームページに公表する予定です。公表にあたっては、提案者の名称や提案されたアイデア及びノウハウの保護に考慮したうえで取りまとめ、内容について事前に提案者に確認した後、公表します。

6. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後（実施結果公表後）も、必要に応じて追加の対話やアンケート等を実施することがありますので、その際にはご協力をお願い致します。

(4) 応募書類や個別対話における情報の取り扱い

- 応募書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- 著作権は、作成した提案者に帰属します。
- 応募書類や個別対話により知りえた情報は、区立上用賀公園拡張事業の検討以外には用いません。なお、情報の公開にあたっては、提案者と事前に確認のうえ公表致します。
- 応募書類は、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日条例第6号）に基づく情報公開請求の対象となる場合があります。世田谷区が必要と認める場合は、事前に提案者に確認のうえ、全部もしくは一部を公開することがあります。

7. 別紙・様式

別紙1	事業概要書
様式1	質問書
様式2	サウンディング参加申込書
様式3	提案シート

- 参考資料1 事業区域平面図
参考資料2 上用賀公園（開設済区域）の概要、建築面積
参考資料3 既存体育施設稼働状況
参考資料4 周辺交通量
参考資料5 住所別人口

8. 問い合わせ先

上用賀公園拡張事業担当

- ・公募型マーケットサウンディング調査及びスポーツ施設に関すること
世田谷区 スポーツ推進部 スポーツ推進課 担当：駒場、矢野、三由
電話：03 - 5432 - 2744
メールアドレス：SEA01430@mb.city.setagaya.tokyo.jp
- ・公園事業に関すること
世田谷区 みどり33推進担当部 みどり政策課 担当：黒沼、土屋
電話：03 - 5432 - 2591